

## 建設工事入札参加資格における解体工事新設に伴う取扱について

平成 28 年 6 月 1 日に建設業法の一部を改正する法律が施行され、建設業許可業種に解体工事が追加されたことに伴い、建設工事入札参加資格に解体工事を新設し、下記のとおり取扱うこととする。

### 1 入札参加資格申請の対応について

解体工事の入札参加資格申請にあたっては、同工事の経営事項審査を受けていることが必要とする。(現行の他業種と同様の取扱とする。)

### 2 建設業法改正の経過措置期間中における入札参加資格の取扱について

平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工工事業の建設業許可を有している場合は、法施行後 3 年間は、同許可により解体工事が可能であり、小矢部市の発注においても、法改正の経過措置期間中(平成 31 年 5 月 31 日まで)は、「とび・土工・コンクリート工事」の入札参加資格があれば、「解体工事」の入札参加資格がなくても、解体工事の入札に参加することを可能とする。